



2 消安第4064号
令和2年12月14日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

今季国内で分離された高病原性鳥インフルエンザウイルスの病原性解析結果
を踏まえた対応について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。
国内においては、11月5日に今シーズン初めての本病の発生確認以降、26事例が確認されています。

本日、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門において、別添のプレスリリース「今季国内初発の高病原性鳥インフルエンザウイルスの病原性解析」が公表されたところです。この中で、国内1例目から分離された本病ウイルス株は、鶏に対して高い致死性を示すものの、過去の国内分離株と比較すると死亡するまでの期間が長い傾向が認められたとの報告がなされていますが、家きんが高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染してから発症するまでの期間については、一般的には数時間から7日間程度と考えられており、OIEにおいても最大21日間と規定されていることを踏まえて、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）が策定されているところです。

このため、今回の病原性解析結果も踏まえ、今シーズンの高病原性鳥インフルエンザのまん延防止対策については、防疫指針に基づく対応の徹底が早期のウイルスの封じ込めに必要となります。また、発生予防の基本は、人、物、車両の消毒等による防疫対策、野生動物の侵入防止や飼養環境対策等の飼養衛生管理の遵守徹底となることも踏まえ、下記について改めて遺漏なき対応をお願いします。

記

1. 早期発見・早期通報の再徹底

- (1) 症状の有無にかかわらず、同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間（当日から遡って21日間）における平均の死亡率の2倍以上となっている場合に、防疫指針第3章の第4の1（1）①に基づく報告を徹底するため、家きん飼養者等へ改めて指導すること。
- (2) 死亡率が2倍未満の場合であっても、まとまって死亡している、元気がない、餌食いが悪い、沈うつ等といった通常と異なる症状が認められる場合に、防疫指針第

3章の第4の1(1)③に基づく報告を徹底するため、家きん飼養者等へ日頃からの綿密な臨床観察の実施等について改めて指導すること。

2. 農場での検査の徹底

防疫指針第3章の第4の2(1)に基づき、異状が認められる家きん舎ごとに簡易検査を実施することとしているところであり、当該農場の一部の家きん舎で簡易検査の結果が陰性であり、細菌性疾病等の他の疾病が原因であると判断した場合であっても、当該農場の異状が認められる全ての家きん舎において、同(1)に基づく簡易検査の実施を徹底すること。

3. 疫学関連調査の徹底

(1) 都道府県においては、防疫指針第3章の第12の1(2)に基づき、可及的速やかに当該発生農場に関する過去21日間の疫学情報(農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等)を収集し、ウイルスに汚染したおそれのある家きん(以下「疫学関連家きん」という。)の特定及び第5の2(1)に基づく疑似患畜の判定に必要な情報を動物衛生課に提出すること。

(2) 防疫指針第3章の第12の1(2)に基づき、疫学関連家きんと判明後は、動物衛生課と協議の上、移動を禁止するとともに、直ちに家畜防疫員による臨床観察を行うが、その際には綿密な臨床観察を実施すること。また、報告徴求での毎日の報告では、家きん飼養者等に対して死亡羽数等に加え、防疫指針第3章の第4の1(1)③に示しているとおおり、まとまって死亡していることや沈うつ等といった通常と異なる症状が認められるかどうかの報告も行うよう指導すること。さらに、患畜又は疑似患畜との接触後(又は疫学関連家きんと判定された後)14日を経過した後に、家畜防疫員による臨床検査及び簡易検査を行うこととなるが、綿密な臨床観察及び死亡家きんを優先した簡易検査を実施すること。

以上